

純真学園大学雑誌 投稿規程

(趣旨)

第1条 この規定は、純真学園大学雑誌（以下、「雑誌」という）の投稿に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 雑誌の名称は、「純真学園大学雑誌（英文名 Journal of Junshin Gakuen University, Faculty of Health Sciences）」とする。

(発行)

第3条 原則として、毎年1回発行とする。

- 2 原稿の募集公示及び投稿の締切等は、紀要委員会（以下、「委員会」という）がこれを決定し、告知する。

(投稿条件及び内容)

第4条 雑誌に掲載する原稿の条件および内容は、以下のとおりとする。

- (1) 原稿は、未発表のものに限る。
- (2) 和文または英文
- (3) 原稿の種類や基準等は、「純真学園大学雑誌原稿執筆要領」に別に定める。

(倫理的配慮)

第5条 人および動物を研究対象とする場合には、研究対象に対して倫理的配慮がなされ、その旨を本文中に明記されていること。

(著作権)

第6条 「雑誌」に掲載された論文、抄録の著作権は、学校法人純真学園に帰属する。

- 2 投稿時に、著作者（共同研究者を含む）に承諾を得ることとする。ただし、著作者の権利を拘束するものではない。

(紀要委員会)

第7条 雑誌の投稿内容の審査及び編集は、委員会が行う。

- 2 委員会については、「純真学園大学 紀要委員会規程」に定める。
- 3 掲載順序など編集に関わることは、委員会に一任する。

(投稿の資格)

第8条 雑誌へ投稿可能な者は、次に掲げる者とする。

- (1) 純真学園大学（以下「本学」という）の専任教員（以下「教員」という）
- (2) 本学の大学院に在籍する大学院生
- (3) 本学の教員の指導または協力による共同研究者で委員会の承認を得た者。ただし、本学の教員が共著者であること。
- (4) その他、委員会の承認を得た者。

(採否等)

第9条 原稿の採択には、査読制を採用する。

2 投稿原稿の採否と原稿の種類の種類は、査読者の意見を参考にして、委員会が決定する。

(査読)

第10条 査読については、次のとおりとする。

(1) 原稿はすべて査読する。

(2) 査読者は、委員会が学内外から適宜、適任者を選出し依頼する。

(校正)

第11条 校正は投稿者が行う。その際、印刷上の誤り以外の大幅な字句の訂正、挿入及び削除等原文を変更する事は原則認めない。ただし、委員会が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

(提出)

第12条 原稿は、別に定める期日までに委員会あてに提出する。

(配布)

第13条 雑誌は次のとおり配布する。

(1) 原執筆者全員 本誌1部及び筆頭執者に別刷り50部

(2) 本学の教員 本誌1部

(3) その他委員会が必要と認めた者並びに部数

(別刷)

第14条 雑誌の印刷に関わる経費については、次のとおりとする。

2 分与数を越えて必要とするときは、必要部数を原稿表紙に明記し、有料で申込むことができる。

3 別刷50部を必要としないときは、必要部数を原稿表紙に明記する。

4 追加別刷希望の場合は、投稿の際、別紙に「表題・注文部数・送付先(請求先)」を明記すること。

(その他)

第15条 「雑誌」の発行に関して生ずる必要事項は、その都度、委員会において決定する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。